動物用医療機器営業所の廃止（休止・再開）の手続きについて

・次の書類を準備し、福井県家畜保健衛生所に届け出てください。

提出書類

１．動物用医療機器営業所廃止（休止・再開）届出書

**動物用医療機器営業所廃止（休止・再開）届出書**

〒918‐8226　福井市大畑町69‐10‐1

福井県家畜保健衛生所　動物薬事担当

TEL 0776‐54‐5104　FAX 0776‐54‐5966

　　　年　　月　　日

福井県知事　　　様

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第１項（第２項）において準用する同法第10条第１項の規定により動物用医療機器営業所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

１　業務を廃止（休止・再開）した営業所の名称及び所在地

２　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

３　参考事項